

政務活動費による人件費支払いについてのアンケート

昨今、政務活動費による人件費の支払いについては、マスコミ等でも取り上げられ、市民からも支出の内容に関心が高まっています。名古屋市議会の場合、「政務活動費の使途に関する基本指針」に基づき、政務活動補助員の雇用と人件費の支出が認められています。当オンブズマン愛知として、先に名古屋市議会各会派に対し、政務活動費による人件費の支払いについて質問状を提出しましたが、改めて質問させていただきます。貴会派の考えをお聞かせ下さい。なお、数値を聞く質問には数字を、yes、no を聞く質問には、○、×を回答欄に記入して下さい。また、備考欄には答えにくい理由等があれば記述して下さい。但し、「政務活動費の使途に関する基本指針」（平成 25 年 2 月 22 日議長決裁）を備考欄に引用する場合には、同指針の該当箇所を具体的に記述して下さい。（例えば、(●) 適用費目 ● 考え方 ● 番目）

回答は 2022 年 1 月 25 日までをお願いします。

会派名：減税日本ナゴヤ

	質問内容	回答欄	備考欄（理由など）
1	政務活動補助員の雇用		
	① 会派として何名雇用していますか		
	② 雇用主が会派なのは何名ですか		
	③ 雇用主が議員個人なのは何名ですか		
	④ 生計が同じ親族を雇用している例がありますか		
2	雇用契約書の締結		
	① 雇用契約書を締結していますか		
	② 雇用契約書の写しを公開できますか		
3	労働条件通知書の交付		
	① 労働条件通知書を交付していますか		
	② 労働条件通知書の写しを公開できますか		
4	労災保険の加入状況		
	① 労災保険に加入していますか		
	② 加入書の写しを公開できますか		
5	給与、賃金等の支払い		

①給与所得の源泉徴収票を発行していますか		
②年末調整及び確定申告の指導はしていますか		
③支払い金額の按分率は会派内で統一されていますか		

オンブズマン愛知

代表世話人 加藤芳文

(上記事務局)

名古屋市中区錦三丁目7番9号

太陽生命名古屋第二ビル9階

弁護士法人 錦総合法律事務所

電話 052-951-2431

FAX 052-951-2432